

農地中間管理機構関連農地整備事業厳美・滝原ひがし地区ほか1地区
計画変更資料作成業務委託応募要領

第1 業務名

農地中間管理機構関連農地整備事業厳美・滝原ひがし地区ほか1地区
計画変更資料作成業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、農地中間管理機構関連農地整備事業厳美・滝原ひがし地区ほか1地区の土地改良事業計画変更資料を作成するものである。

2 概要

(1) 業務内容

事業計画変更資料作成業務 1式

(2) 業務場所

一関市厳美町及び赤荻地内

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 「令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格・「役務の提供等」）を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3の(7)の技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付建振第141号）による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間（平成27年度から令和6年度）において、県内の県営及び国営事業において発注した業務で、ほ場整備事業等^{※1}の事業計画書作成業務^{※2}の実績があること。

※1 「ほ場整備事業等」とは、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等における区画整理事業及び農用地造成事業など、換地処分を伴う農業農村整備事業である。

※2 「事業計画書作成業務」とは、事業採択前の地区調査の段階において行う、事業計画書作成に係る「費用対効果算定」や「調査計画」などの業務である。また、計画変更において行う、事業計画書作成に係る業務も含む。

- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (7) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のⅠ及びⅡに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

Ⅰ 次のア～カのいずれかに該当する者

ア 技術士（総合技術監理部門：農業－農業農村工学）

イ 技術士（農業部門：農業農村工学）

ウ R C C M（農業土木）で、同種・類似業務^{※3}における管理技術者の実績を有する者

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上で、同種・類似業務^{※3}における管理技術者の実績を有する者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上で、同種・類似業務^{※3}における管理技術者の実績を有する者

カ 農業土木技術管理士

Ⅱ 過去10年間（平成27年度から令和6年度）において、県内の国・県営事業における換地業務の実務経験を有する土地改良換地士

※3 「同種・類似業務」とは、ほ場整備事業等の事業計画書作成業務及び変更事業計画書作成業務である。

第4 応募手続

1 募集期間

令和7年7月16日（水）から令和7年7月23日（水）まで

2 応募方法等

次に示す資料を第6の「応募・照会等窓口」に持参すること。

(1) 提出資料

別紙様式1「参加意思確認書」 1部

(2) 受付時間等

受付曜日は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）とする。

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

第5 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日までとする。

第6 応募・照会等窓口

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方 85-2

岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター

TEL 0191-52-4931 FAX 0191-52-5844

担当者 農地整備課 細川 学

第7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務にかかる事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
 - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - (2) 著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)